



Title	わが国林業地代の展開性格
Author(s)	中山, 哲之助; NAKAYAMA, Tetsunosuke
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 22(1), 95-125
Issue Date	1962-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20818
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(1)_P95-125.pdf



わが国林業地代の展開性格

中山 哲之助*

Characteristics of Development of Land-rent
in Japanese Forestry

By

Tetsunosuke NAKAYAMA

目 次

はしがき	95
序章 封建地代の基礎形態	97
第一章 律令時代	105

は し が き

さきに私はわが国林業地代の基本性格がどのようなものであるかを考察した¹⁾。

しかしそれは直接に基本性格として捕えたものであって、わが国現在の林業地代の諸形態から基本性格を抽出するという行き方をとったものでもないし、又わが国林業地代の展開を考察して最後に現在の林業地代に到達し、それを規定するという行き方をとったわけでもない。

以上のような行き方をとらず直接的に考察したのは、与えられた期間、紙数、私の林業地代の考察段階など諸事情に基くものであって、それで充分と思っていたわけではなく適当な機会にこれを補いたいと考えていた。

本稿はこのような意味合いからわが国林業地代の展開形態の概略を考察し、併せてわが国現在の林業地代の諸形態の考察にまで入りたいと思うが、期間、紙数の制限もありその考察を律令社会に限ることとした。

ところで地代の展開形態という場合、経済体制との関連のもとに規定され、考察さるべきであることは言うまでもない。わが国の政治経済体制が奴隸制・封建制・資本主義制度として展開したとするならば地代の展開形態もこのような基礎のもとに規定さるべきであろう。以上の必要性から本稿は経済体制の考察にかなり頁数をさくものとなった。今読み返してみてもあまりさき過ぎたのではないかと考えているが、しかしこれが地代考察の必要且つ中心的前提である以上やむを得ぬことと考える。そして又、林業地代考察の観点

* 鳥取大学農学部助教授

からは多くの紙数を費し過ぎたとはいえ、経済制度考察それ自体の観点からは極めて簡単に概略を取り扱ったにすぎぬものとなっているのである。

ところで周知のようにマルクスは、奴隷制の下では地代は存在しないとして、その展開を封建制から始めている。労働地代・生産物地代・貨幣地代がそれである。

このような地代の形態的観点からの発展段階の考察、これも勿論無視することは許されない。ただこの場合の土地はマルクスの言う(資本論)「人間に対して本源的にプロヴィアント、即ち、出来上っている生活手段を賦与する」意味で、「人間の労働の一般的な対象」であり、又「彼の立つ場所を与え、又彼の過程に対して作業場面を与える」限り、それは「一般的な労働手段」であるという本質的、一般的な意味での土地——その地代の展開形態であって、林業、林地というような特殊的、限定的分野に於いて、一義的にこのような展開形態を当てはめ、それによって林業地代の展開段階を規定するわけにはゆかない。

今少しふえんするならば次のようにも言うことが出来よう。

上述のマルクスの地代展開は地代の中心が農業地代である関係から、農業に於ける地代の展開を中心に考察が行なわれたものであり、同時に又これは封建制のもとに於ける地代展開形態自体の基礎とも言いえよう。従って封建制下に於ける林業地代の展開もこのような基礎に基いて、どのように特殊性格を展開させたかとして考察される必要がある。

しかし、以上は勿論農業地代の展開形態をそのまま林業地代の展開形態に当てはめて同様の展開をしたかしないかとして考察することではないし、又そのように展開しているわけでもない。農業地代の展開形態の本質がどのようなものであり、そしてそれがどのような意味合いに於いて、地代展開形態の本質たりえたかが明らかにされ、従ってその故にそれが如何に林業地代に於いても現われるかということではなければならない。

農業地代の労働・生産物・貨幣地代の展開は経済の発展段階に即応するもの、それによって形成されたものであるが、その根底には私的占有の強化——所有への移行がある。ところが、林業の場合、資本主義体制移行後に於いても入会地が多く存在したのであって、独立生産者の土地所有という性格は著しく遅れていた、或いは片寄っていたと言える。地代展開の基礎としての土地所有に於て農業地代と著しい相違を示すのである。

従って林業地代の考察の場合——前述の地代展開形態的考察の場合——絶えず土地占有、所有の相違が考慮され、このような相違が、それぞれの経済の発展段階のもとに、如何にして生ずるものとなったか、そしてそれが如何にして地代展開形態の相違をもたらすものとなったかとして考察される必要がある。

以下このような観点から林業地代展開の考察に入りたいと思う。従ってまず最初に封建地代の基礎形態について考察を行なう。

註 (1) 拙著「林林地代論入門」

序章 封建地代の基礎形態

前述のように封建地代の展開形態をマルクスは労働・生産物・貨幣地代としている。以下これについて考察を行なう。

勞働地代とはマルクスによれば、

「直接生産者が週の一部は事実的または法的に彼に属する勞働要具(犁・家畜等)をもって事実上彼に属する土地を耕作し、週の他の日は領主の農地で領主のために無償で勞働する、という形態に於ける地代——すなわち、ここでは土地と一致する、又土地から区別される限りではただ土地の附属物とのみ見られる生産諸条件の所有者のための不払剰余勞働である」¹⁾

といった形態で現出するものである。

そしてこのような「生産諸条件の所有者のための不払剰余勞働」が存在しているのは

「人的從屬關係が、程度の如何を問はず人的非自由が、そして土地の附属物として土地に緊縛されていることが、本来の意味に於ける隷農性が必要である」²⁾

といった經濟外強制に基くものであり、これは

「直接勞働者が彼自身の生活手段の生産に必要な生産手段及び勞働諸条件の占有者であるに止まるすべての形態に於いて所有關係は同時に直接的支配・隷屬關係として現われざるを得ず、従って直接生産者は非自由者として現われざるを得ないということは明らかである」³⁾

といった性格を持つ。

以上のような勞働地代はその基本性格を次の四点に於いて位置付けよう。

即ち第一は勞働地代の「地代」が示すように、土地の占有者が占有の対価として土地所有者に一定の対価を支払うことであり、第二はその対価が勞働地代の「勞働」が示すように勞働の提供であることであり、第三はこのような地代支払いが資本主義的地代ではなく人的從屬關係——土地の附属物として土地に緊縛されていることからする經濟外強制として行なわれることであり、第四はその地代がマルクスの言う不払剰余勞働、従って又剰余価値であることである。

以上について土地占有の対価という用語を使用したか、これは勿論資本主義的な使用に対する対価——借地料ではない。土地の占有それ自体が対価に直結するのではなく、占有所有の關係に基礎づけられている經濟外強制——その性格によって対価の性格程度も規定される。従って真に對価を形成しているのは土地の占有・使用それ自体ではないから用語の不適當というそしりを免れないであろうが、かといって土地の占有——對価の面を捨象してしまえば地代——資本主義地代では勿論ないが封建地代としても——とは言えないものになってしまうし、又直接的には土地の占有に対して支払い(ここでは勞働)を要求され強取されるのであって地代としての性格も一面有するのである。従って封建關係・經濟外強制によって成立せしめられている對価であつてもとにかく土地の使用・占有の對価としての面を除くことは出来ぬであろう。

尚又、マルクスの言う不払労働・剰余価値についても附言しておく必要がある。地代——資本主義的地代自体は剰余価値とみなすべきでないことは別に述べた⁹⁾。このような観点からすればたとえ封建制のもとに於いてであっても、土地の使用に対して対価を支払うことは——差額地代的支払いは勿論、絶対地代的分野に於いても——不払労働・剰余価値とみなすべきでないとも言える。

しかし、資本主義地代に於いては土地価格が同時に形成されるのであり、資本主義価値体系の一環として土地価格、地代ともに形成されるであって、地代獲得のためには対価を支払って土地獲得——土地所有が必要となる。権力的土地獲得——それに基く地代収奪とは本質的に性格を異にする。土地使用の価値自体は絶対地代的分野としても差額地代的分野としても存在するが、それが資本主義的価値体系に解消せしめられず権力による獲得となる場合、もしその権力が存在しなければ直接生産者の獲得するものとなるのであるからこの意味からすれば不払労働・剰余価値としての一面を体现するものと言えよう。

ただこの場合の不払労働・剰余価値は次の二面を持つ意味で単に不払労働・剰余価値として規定すべきでないことも注意される必要がある。

第一は土地が限定されたものとして、又豊度の相異として存在するものである以上、例え権力関係が消滅したとしても、土地の所有自体に、即ちその獲得に何らかの犠牲——他の権力、或いは資本主義的貨幣支払い——を必要とするのであり、従って土地の占有・使用に対しては何らかの犠牲——地代分を必要とするのであるから、全面的にこれを不払労働・剰余価値と規定することは出来ないということである。

土地の使用に対価・地代を要しないと思われる原始共産制のような性格のもとにおいても結果的には地代(分)を支払うことになる。かりに耕作者ごとに土地が分割されているとしよう。豊土の耕作者Aはその生産物をすべて自己が獲得するわけではない。より劣等なる土地の耕作者B・C……の生産物と合計された上で平等の資格で分割され、自己の生産物が獲得されるのであるから結果的には地代を支払ったことにもなる——少なくともそのような性格を体现する(差額地代)。この場合耕地全体をA・B・C……が共同で耕作したとしても結果は同一である。一応この場合は土地の占有が存在しないのであるから土地の地代も起りえよう筈はないといえる。しかし、地代が存在しないから、従って不払労働・剰余価値もないから各人の取得が増大するかといえば、土地の占有のもとにA・B・C……が耕作し、その生産物を各人が平等に分割した場合と取得分は異なる。結果的には同一となるのであり、土地の占有において地代が存在した場合(差額地代)と不払労働・剰余価値の観点からは性格は異なる。

以上のような土地の占有の対価としての地代を必ずしも不払労働・剰余価値としてのみ規定することは出来ないという第一点は第二の次の性格と結合して存在するものとな

る。

前述において私は労働地代の特徴を「土地の占有それ自体が対価に直結するのではなく占有・所有の関係に基礎づけられている経済外強制——その性格によって対価の性格・程度も規定される」と述べたが、ひとくちに不払労働・剰余価値といっても領主の——或いは権力主体の——取り立てる地代分には多少種々の程度がありうる筈である。勿論このこと自体は問題はない。領主の取り立て分が不払労働であり、剰余価値とされるであろうからである。しかし、これを第一の観点と関連させて考えた場合どうなるであろうか。その不払労働・剰余価値と称される部分がすべて常に不払労働・剰余価値となるわけでない以上その性格は地代の多少によってもかなり異ると言わなければならない。

従って以上のようにみえてくるならば、マルクスの言う不払労働・剰余価値は以上の性格を体現するものとしての基本性格と解される必要がある。

ところで以上のように抽象した基本性格においては生産物地代も貨幣地代も本質において異なる所はない。労働が生産物に、生産物が貨幣に転化したのみである。

生産物地代についてはマルクスは次のように述べている。

「労働地代の生産物地代への転化は、経済学的に言えば地代の本質を少しも変えるものではない。我々がここで考察する諸形態にあっては地代の本質は、それが剰余価値又は剰余労働の唯一の支配的且つ正常的な形態であるということにある」⁶⁾

「その超過部分のほとんど全部が、無償で土地所有者に属することには変りはなく、ただ土地所有者が、この労働時間をもはや直接にそれ自身の現物形態では受取らないで、それが実現されてなる生産物の現物形態で受け取るだけのことである」⁷⁾

そして又貨幣地代については次のように述べている。

「ここで我々が貨幣地代という——平均利潤を超える一超過分に過ぎない資本主義的生産様式に立脚する産業地代または商業地代から区別していう——のは、生産物地代の単なる形態転化から生ずる——生産物地代そのものが単に転化した労働地代に過ぎなかったように——地代のことである。ここでは直接生産者は、生産物ではなくその価格を彼の土地所有者に（これが国家であると私人であるとを問わず）支払わねばならない。従ってその現物形態における生産物の超過分ではもはや充分ではない。超過分がこの現物形態から貨幣地代に転化されねばならない」⁷⁾

「とは言え、この種の地代の基礎は、解体に向っているとはいえ、出発点をなす生産物地代における同じままである。依然として直接生産者は、相続またはその他の伝統による土地の占有者であり、この彼の最も本質的な生産条件の所有者としての領主に余分の強制労働を、即ち不払の、等価なしに給付される労働を、貨幣に転化された剰余生産物の形態で支払わねばならない占有者である」⁸⁾

即ち以上のように労働地代・生産物地代・貨幣地代ともに土地の占有に対する対価として土地所有者に対し経済外強制によって生産者が彼の不払剰余労働を支払う（或いは強取される）点において共通し、その支払いが労働・生産物・貨幣と変化するのであるが、本質において共通しながら具体的形態が労働・生産物・貨幣と転化するのは何故か——これが

次に考察される必要がある。

マルクスのこれについての叙述は必ずしも明確ではない。

労働地代については剰余価値の本源的形態として次のように位置づける。

「地代の最も簡明な且つ最も本源的な形態である労働地代に関しては次のことだけは明白である。すなわち、地代はここでは剰余価値の本源的な形態であり、且つ剰余価値と一致する、ということである。更に、剰余価値と他人の不払労働との一致も、ここでは何らの分析を必要としない。なぜなら、この一致はまだ見え、手でつかめる形態で存在する、というのは、直接生産者の自分自身のための労働は、ここではまだ空間的及び時間的に領主のための彼の労働から分離されていて、後者は直接に第三者のための強制労働という粗野な形態において現われるからである」⁹⁾

このような労働地代形態自体一定の生産力の発達を前提とするが、それならばこのような本源的・直接的な不払労働形態が何故生産物地代に転化するのか——マルクスは次のように述べる。

「生産物地代は直接生産者のより高い文化状態を、従って彼の労働及び社会一般のより高い発展段階を、前提する。そしてそれは次のことによって先行形態から区別される。

すなわち、剰余労働がもはやその自然的態容で行なわれる必要もなく、従ってもはや領主またはその代理人の直接の監視及び強制のもとで行なわれる必要もなく、むしろ直接生産者が直接的生産に代る諸関係の力によって、又鞭に代る法的規定によって駆り立てられ、彼自身の責任において剰余労働をなさねばならない、ということによって区別される」¹⁰⁾

「生産者の行なう自分自身のための労働と土地所有者のための労働とは、もはや時間的にも空間的にも手に取るように明瞭には区分されていない。かようなその純粋性における生産物地代は、破片的には更に発展した生産様式及び生産関係にぎり込み得るとはいえ、依然として自然経済を前提する。即ち経済諸条件の全部または極めて大きな部分が、その経済自体において生産され、その総生産物のうちから直接に補填され再生産される、ということを前提する。それは更に農村家内工業と農耕との結合を前提する。地代を形成する剰余生産物は、この結合された農・工的家族労働の生産物であって、中世にしばしばそうだったように生産物地代が多かれ少なかれ工業生産物を含むか、それともただ本来の土地生産物の形態においてのみ給付されるか、を問はない。地代のこの形態にあっては、剰余労働が表示される生産物地代は、決して農村家族の全超過労働を汲み尽すことを要しない。むしろ生産者には、労働地代の場合に比すれば、彼の最も不可欠な欲望をみたます彼の労働の生産物と同様に、その生産物が彼自身に属する超過労働をなすべき時間を得るためより大きな余地が与えられている」¹¹⁾

このような生産物地代が何故貨幣地代に転化したかについては次のように述べられている。

「依然として直接生産者は、彼の生活手段の少なくとも最大部分を自分で生産することを続けるとはいえ、今では彼の生産物の一部分は商品に転化されねばならず、商品として生産されねばならない。かくして全生産様式の性格が多かれ少なかれ変化させられる。それは社会的関連からのその独立性、その被分離存在を失う。今や多かれ少なかれ貨幣支出が入りこむ生産費の割合が決定的となる。いずれにせよ、総生産物中の、一方では再び再生産手段として、他方では直接的な生活手段として役立つね

ばならない部分を超える、貨幣に転化さるべき部分の超過分が決定的となる。

当初は散発的に、次いで多かれ少なかれ国民的な規模で行なわれる生産物地代の貨幣地代への転化は、商業の、都市工業の、商品生産一般の、そしてそれと共に貨幣流通の、すでにより著しくなっている発達を前提する。それは更に諸生産物の市場価格を前提し、又諸生産物が多かれ少なかれその価格に近似的に売られることを前提するが、以前の諸形態のもとでは決してそうであることを要しない。いかにこの転化が、労働の社会的生産力の一定の発展なしには遂行されえないものであるかは、ローマの帝政下で失敗したこの転化の種々の試みによっても、又、この地代のうち少なくとも国税として存在する部分を一般的に貨幣地代に転化しようとした後に現物地代に逆転したことによっても証明されている」¹²⁾

「しかし生産物地代の転化形態としての、且つそれと対立したものとしての貨幣地代は、我々がこれまで考察した種類の地代の、すなわち、剰余価値及び生産諸条件の所有者に支払われるべき剰余労働の正常な形態としての地代の、最後の形態であると同時にその解体の形態である」¹³⁾

以上が労働地代・生産物地代・貨幣地代の相違についてのマルクスの叙述の大略であるが、これはどのように解釈さるべきであろうか。

労働地代については、それが「剰余価値の本源的形態」であり、「直接生産者の自分自身のための労働は空間的及び時間的に領主のための彼の労働から分離されていて、領主のための労働は直接に強制労働という粗野な形態においてあらわれる」とする以外に本質的規定はない。従ってこのような形態が経済外強制のもとに如何にしてあらわれたか、如何なる意味においてあらわれたか不明であるが、マルクスはこれを二つの観点から位置づけていると解釈さるべきであろう。

一つはマルクスが諸々で述べているように奴隷制からの移行である。一般的にいつて歴史的な事実は原始共産制から奴隷制を経て封建制、資本主義経済へと移行している。このうち原始共産制、奴隷制には地代が存在しないから地代考察の対象社会とはなりえないが地代の展開が一応土地の占有を行ない、独立して生産を行なう形態をとる直接生産者の存在を許す封建社会から始まるとするならば、その最初の形態は奴隷経済からの移行として始まる。奴隷経済自体労働力の直接使用であり生産力の未発達を前提とする。それが労働地代としての労働にせよ、とにかく労働を提供するということになる。それ自体、他へ労働力を提供しながら自己の生活を存続させ得、再生産を行ない得るのであって一定の生産力の発達なしには労働地代の成立は行なわれない。これは又同時に生産力の展開が生産者の地位を向上せしめて奴隷制の維持を困難にし、これを崩壊せしめるともいえるが、それはともかく封建制移行の初期においては奴隷制の直接に労働力を使用するという性格からの移行であって、それが完全に消し去られているわけではない。地代は労働力を提供させるという過渡期的性格を有するのは当然の成行きであろう。勿論このためには生産力の発達はまだ未熟であり、生産物の交換もまだ本格的には行なわれていない——このような生

産・流通の未展開の上にこれは存続したのであるが、とにかく以上の性格として形成されたと言える——このような観点にマルクスは立脚していると考えられる。あと一つは労働地代の以上の性格がマルクスの労働価値説、剰余価値の本源的形態としての労働の位置づけからしてもそれを地代の展開の基礎におくのに便宜であったこと——地代展開の初期形態に位置づけられたのにはこのような観点の存したことは否定しえぬであろう。

それならば労働地代から生産物地代への展開は如何にして行なわれたか。

生産物地代についてマルクスの述べる所は、これは労働地代より「直接生産者のより高い文化状態を、従って彼の労働及び社会一般のより高い発達段階を前提とする」ものであるが、このような発達段階とはマルクスの次の叙述が該当するものと思われる。

即ちその一つは「剰余労働がもはやその自然態容で行なわれる必要もなく、従ってもはや領主または代理人の直接の監視及び強制のもとで行なわれる必要もなく、むしろ直接生産者が直接生産に代る諸関係の力によって、また鞭に代る法的規定によって駆り立てられ彼自身の責任において剰余労働をなさねばならない」といった文化的・社会的発展の局面であり、他の一つは「それは更に農村家内工業と農耕との結合を前提する。地代を形成する剰余生産物は、この結合された農・工的家族労働の生産物」であるといった経済的発展・生産力的発展の面である。この生産力的面はしかし、次のように限定されることによって貨幣地代形成的分野と区別されている。

「生産物地代は——依然として自然経済を前提する。即ち経済諸条件の全部または極めて大きな部分が、その経済自体において生産され、その総生産物のうちから直接に補填され、再生産される、ということ的前提とする」と。

以上のような生産力・生産関係のもとに生産物地代は形成されるとマルクスは述べるのであるが、これは労働地代のそれとどのように対比され規定さるべきであろうか。

周知の如く生産力・生産関係は、一体のものとして、照応し規制しあうものとして展開する。マルクスも述べているように領主の生産物獲得は始源的には労働の強制（労働地代）が最も端的であり、確実である。しかしこのような生産関係のもとにおいても生産力は展開し、生産物は質量ともに増大する。農耕の発展、家内工業の展開は直接生産者の取得分をも漸次増大させるであろう。

この場合領主の経営地（主として労働地代としての強制労働によって営まれる）もこのように生産物の質的増大を示すであろうか。当時一般的に大規模生産を有利とする程の生産力の展開、生産技術の発達があったとは言えない。むしろ家族経営的な集約経営を有利としたであろう。家内工業においてもしかりである。例えこれを有利とすることは明確に規定しえないとしても、仕事に対する熱意において、領主の土地における強制労働と自己の取得となる自家労働とが相違を示すことは一般的に否定しえぬであろう。資本主義を動かす

原動力——これを利用することによって驚くべき発展をもたらすものとなった(そして又その故に大きな弊害を生ずるものともなった)——人間の利己心は当時においても利用することによって生産の展開は促進され、これを利用することを有利とすると同時に、又有利・不利は問はないとしても、現実がこの利己心に基いて展開するものとなることを否定しえぬであろう。

領主において、一定の生産力の発展段階においては労働地代ではなく生産物地代として取得することがより多くの生産物をより容易に取得しうる途であると同時に、直接生産者においても、より自己の取得分を増大する途を開かれ、領主の強制労働を除去してより多くの自由を獲得し、自己の地位を高め得るのであって、現実がこのように展開する根拠を有すると同時に、このような根拠に基くことによって社会・経済的発展はもたらされる。

このような自然の展開性格を否定し、権力のみに頼る場合その社会は崩壊するのが一般的・歴史的事実であろう。

以上はしかし生産の面に限定しての考察である。生産物地代の考察にはいま一つ流通の面を無視することは出来ない。労働地代が生産物地代へ展開を示すという場合、その生産物は労働に変わり得るものでなければならない。その生産物が労働に代って生産を行ない得るということは、流通が一定の段階に達していることを必要とする。生産物の交換が一応行なわれていることを必要とするであろう。このため領主は労働を強取せずとも生産物の取得によって欲するものを取得しうるものとなるのである。

勿論以上の一般論は個々の現実が必ずしもこのように展開したことを意味するものではない。直接生産者の状態、生産力の展開を無視してこれを強行したため崩壊するものとなった場合も考えられるし、又これらが生産物地代への転化を妥当とする——これによって社会経済状態が大きく展開すべき時期に達しているにもかかわらず、労働地代に固執して社会・経済的発達が著しく疎害された場合もあったであろう。歴史的事実としてイギリスのように生産物地代が殆んどあらわれないで、労働地代から直接に貨幣地代に転化してしまう場合もあろうし、東欧のように一度労働地代から生産物地代への転化がみられた後に、再び労働地代に逆転する場合もあろう。又わが国のように労働・生産物・貨幣地代が混合してかなり長期間存在した場合もある。

労働地代・生産物地代・貨幣地代ともに封建地代の一種にすぎず、その封建時代の生産・流通性格の展開に従って変化したものにはすぎないから、その生産・流通の展開自体が画然たる区切りのものに展開するものでなく混存しながらの漸次的変化である以上、地代の展開も明確に区分されるものではなく、混存ながらの漸次的変化であるのは明白であろう。

以上の不明確さを通して一般的に前述のような抽象を行ない得るといっているのである。

以上は又奴隷制から、直接生産者の土地占有的生産としての発展段階を示す労働地代

についても言い得る。

前述の、労働地代を始源的・端緒的地代取得と規定した観点からすれば、労働地代のもっとも始源的・端緒的取得は奴隷制であろうし、これに次ぐものは労働地代であろう。しかしそれが最も直接的のゆえに取得自体は容易であるとしても、この形態においては生産力の発達には疎害されざるをえない。逆にいうならばそのような社会形態は漸次直接労働力の取得自体をも困難にし、崩壊をもたらすとも言える。当時の生産力段階においては、農耕技術の発達も、家内工業の展開も直接生産者に土地の占有を許すことによって、その利己心に基く生産——従って自由の増大を許すことによってより大なる展開が行なわれたと解するのが一般的であろう。支配・権力体制もこのような基礎に基いて変化が行なわれたと言えよう。

次に生産物地代から貨幣地代への展開はどのように考察さるべきであろうか。

マルクスの述べる所は前述引用のように「生産物地代の貨幣地代への転化は、商業の都市工業の、商品生産一般の、そしてそれと共に貨幣流通の、すでにより著しくなっている発達を前提する。それは更に諸生産物の市場価格を、前提し、又諸生産物が多かれ少なかれその価値に近似的に売られることを前提する」という流通の展開のもとに地代の転化が行なわれるのであり、従って又生産も「彼の生産物の一部分は商品に転化されねばならず、商品として生産されねばならない」

「総生産物中の、一方では再び再生産手段として、他方では直接的な生活手段として役立たねばならない部分を超える、貨幣に転化すべき部分の超過分が決定的となる」といった性格のものとして行なわれるものとなるのである。そしてその故にこれはかなりの生産力の発展を必要とするのであって「いかにこの転化（流通の展開——中山）が労働の社会的生産力の一定の発展なしには遂行されえないものであるかはローマの帝政下で失敗したこの転化の種々の試み」とマルクスも述べており、又これはわが国にもみられた所である。

生産物地代のもとに生産物の流通が展開し貨幣が形成され、一般的流通手段としての地位を獲得してしまえば（これには前述のように生産力の展開を必要とするが）生産物地代より貨幣地代の方が領主・直接生産者の両者にとって好都合であることは自明である。そして又そのような性格の故に、これ又便宜的手段として、このような流通段階のもとに、貨幣の代りに生産物が地代として支払われたとしても、その性格は本質的には貨幣地代であって生産物地代とは言えぬことも自明である。その生産物は単なる生産物ではなく、曲りなりにも市場価格をもつものとしての生産物であり、背後に貨幣換算を含んでいるのである。

さて以上みてきた所謂封建地代、即ち労働・生産物・貨幣地代について次のように総括しえよう。

これら地代はともに土地の占有者に対し、土地所有者が、このような生産関係——所

有關係が同時に直接的支配隷屬關係としてあらわれる關係——に基く經濟外強制によって一定の価値物を強力に徴収することであり、このような經濟外強制が、經濟の發展段階、生産・流通の発達によってその徴収する価値物をそれぞれ労働・生産物・貨幣と展開せしめることである。

従ってこれら地代は一定の經濟外強制——封建制——と經濟的展開が結合していなければならず、そして土地所有が直接的支配隷屬關係としてあらわれるといった性格がこれら両面を貫徹していなければならない。その当時の經濟的段階——農耕を中心とする——が土地所有の性格をこのようなものたらしめているのであり、従ってその故に經濟外強制を封建制のような強力なものとしていると言えよう。

生産力の発達、従って又流通も未熟であれば原始共產制のような性格、或いは奴隷經濟の段階であって、労働地代として直接生産者から地代を徴収する農奴の性格にまでは展開しえぬであろう。農奴の封建制を現出すること自体、一定の生産力の展開を示している。しかし又封建地代の範囲にとどまること自体商工業の未展開、農耕を中心とする經濟段階を示しているのであって、封建地代が一定の生産力の展開——流通性格の変化——を基礎とすることは周知のところである。

以上のように封建地代を規定するならば、林業地代の考察・規定も經濟段階・封建制性格の両面に基礎づけられて行なわれる必要がある。

- 註 1) 資本論 (岩波文庫版), (11) 297~298 頁
 2) 前同 299 頁
 3) 前同 298 頁
 4) 拙著「林業地代論入門」, 第 I 部
 5) 前掲資本論, 304~305 頁
 6) 前同 306 頁
 7) 前同 309~310 頁
 8) 前同 309 頁
 9) 前同 300~301 頁
 10) 前同 305 頁
 11) 前同 307 頁
 12) 前同 309~310 頁
 13) 前同 310 頁

第 1 章 律令時代

以上序章においてみた基礎的封建地代は文字通り封建制のもとにおいて、經濟外強制としての地代であった。このような基礎に基いての林業地代考察は、林業においてもこのような形態を示す地代が存在するかどうか、或いは林業地代の展開形態はどのようなもの

であるか、といった形態的考察では林業地代展開の本質を考察することは出来ぬであろう。前述の封建地代はわが国歴史において如何に発現したか、そしてそのような時期に林業地代はどのようなものとして存在したか、このように考察されなければ林業地代の展開性格は明らかにしえないと考える。

以上の観点から、まずわが国歴史において封建地代の成立期をいつにおくか、その時代の経済性格が如何なるものとしてあったかがまず問題となる。

マルクスは奴隷と農奴を区別し、地代は農奴の性格から始まるとして次のように述べる。

農奴の隷属関係のうちにみられるところの直接生産者と客観的生産諸条件との関係、すなわち「労働者たち自身が、労働能力の生きた担い手たち自身が、客観的生産諸条件にまだ直接に所属し、またそのようなものとして占取されている」という関係は、奴隷制においても同様であるが、奴隷と農奴とは同じではない。「奴隷は他人の所有する生産諸条件をもって労働するのであって独立して労働を営むものではない」が、農奴は少なくとも「自分の労働の実現と生活資料の生産とに必要な对象的労働諸条件の所有者」、すなわち真の所有者ではないとしても事実上の所有者である。彼は自分の保有地とその家庭において「一つの独立した生産者としてその農業及びそれに伴うところの農村家内工業を経営する」。それゆえ、おなじく「直接的強制」を以てなされるにもかかわらず、農奴の「賦役労働にあっては、自分自身のためにする農奴の労働と領主のためにする彼の強制労働とは空間的および時間的にはつまり感性的に区別されている」のであるが、「奴隷労働にあっては労働者のうち、奴隷が……自分自身のために労働する部分でさえも、彼の主人のための労働として現象する」ことになる。

農奴のもっているこの独立性は、重要な意味をもっている。というのは、一切が他人のためのものとしてあらわれる奴隷労働にあっては、直接的生産者にとって労働の生産力発展のためのなんらの契機、主体的条件もないが、農奴にあってはこの独立性を契機として、自分自身のための自己経営の改善と拡大、従ってそこにおける労働生産性の向上が図られ、かくして達成される自分の地位の改善と富裕化との結果として、結局、自分自身を解放する可能性をもつに至るからである。

以上のような農奴の性格から、地代展開の考察は奴隷制以後——農奴の成立がわが国においてはいつであったかが当然問題になる。

この時代の一般的地代形態、その性格が如何なるものであり、又林業地代はそれらに対して如何に発現していたかとして考察される必要があるからである。

このような観点からわが国歴史をみる場合、律令時代がその分岐点に当たるといってよいであろう。それ以前の氏姓時代を奴隷時代、以後の鎌倉時代以降を封建期とすること

は一般的規定として大体問題は存しないが、律令期については諸見解が存するからである。従ってまず律令期から地代展開の考察を始めることが安全であると考ええる。

ところで律令時代の土地制度の特徴は、簡単に言えば国家が中央貴族や地方豪族の私的土地所有を否定し、彼らには国家から一定の田地を官職や位階に応じて給与することとし、一般人民には班田制度を行なうことにしたことにある。班田制度というのは、農民に対して、園宅地(屋敷地と畑地)については世襲的な私有を認め、耕地の主要部分たる田地については、良民の男子は一人二段、女子はその三分の二、賤民は良民のおのおのの三分の一を、国家が割り当てる制度であった。この制度は六年毎に実施され、死亡者や逃亡者の土地は没収され、別の有資格者に再配分された。

しかしこの班田制は原始共同体における土地割替—共有制度とは異なる。班田制下では六年毎に再配分が行なわれるといっても、それは変動が生じた場合だけのことであり、そうでなければ終身割替されることはなかった。とはいえ、このような制度が行なわれたことは農民の私的土地所有権が十分に発展していなかったからである。土地の配分は計算の上では個人を単位としていたが、実際には家父長制的な家族共同体(郷戸)の家長に対して割り当てられるにすぎなかった。

郷戸というのは、古くから村落の称として「むら」が一般に用いられていたのを、大化2年に50戸をもって1里とする里(さと)という地方行政単位が新しく設けられ、「むら」はその下に属せしめられるようになった。その「むら」が靈龜元年に「郷」に改められ、1郷の50戸を合せたものが郷戸で、これは2~3世代百数十人をも含んだ大家族であり、古代氏族制の遺物と中世封建的家族形態の萌芽とをあわせもつ団体で、郷戸主によって統率されていた。

郷戸内の各戸で単位世帯—普通いう家に当るものが房戸である。奈良時代後期になってくるとこれが経済単位になってくるが、当時は郷戸の共同体的性格が強く、これが中心をなしていたわけである。

次に当時の税制の中心は租・庸・調であった。租は水田に課せられる税であり、公けの用途のための水田を除く、口分田などに課せられ、田地の面積に応じ稲を徴収された。庸は人身に課せられるもので国家のため労役提供をする夫役義務である。調も人身に課せられるもので各地方の産物を出すが、産物と人によってその額は区別される。

このような租税形態は地代の観点からはどのように特徴づけられるべきであろうか。

マルクスは労働地代について次のように述べている。

「土地所有者として且つ同時に主権者として直接に彼らに相對するものが、私的土地所有者ではなく、アジアにおけるように国家であるならば、地代と租税とは一致する。またはむしろ、この場合には地代のこの形態と異なる租税は存在しない。ここでは国家が最

高の地主である。」

このような観点からするならば前述の租税は地代とみることも出来ようが、これは二つの点で相違するものとなっている。第一に「調」「庸」は人身に課せられるものであつて表面的には土地の占有・使用とは関係がない。「租」の口分田に課せられる地代的性格に対して、強権的性格を有すると言えよう。第二にこのような租税は労働提供としてのみあるわけではない。「庸」の労働提供に対して「租」「調」は生産物を提供するものとなっている。

このように労働に加えて生産物も租税として徴収されるようになったのは、当時かなり生産物の交換が行なわれていたことを意味する。当時既に市の制度もあり、又これに比べて副次的なものであるとは言え、行商も存して市と市の間、京と田舎の間を歩いていた。ただ貨幣は米又は布といった物品貨幣的性格で鑄銭はあまり行なわれていなかった。鑄銭については当時既に製造・流通されていた記録があるが、その状況はかなり混乱していたようである。諸記録からの推定では、貨幣鑄造は律令国家の制度的完備の上に、唐制を模して作った制度の一つのようで、貨幣を鑄造したからには流通せしめようという努力は行なわれたが、当時の一般の性格は自足経済が支配的な時代であり、商業の発展もこのような限定の上に行なわれていたので貨幣流通の展開も困難であつて、律令国家の頽廃に応じて貨幣制も消滅してゆくのである。

以上の性格からするならば当時の経済の発展段階は大体においてマルクスが生産物地代において示した自然経済の時代といえるが、しかし「庸」としての人頭税たる勞務提供は年百日にも及ぶといわれるから、生産力もまだかなり低位にあつたと思われ、経済の未展開期——初期として位置づけてそれ程大差ないと考えられる。勞務提供が年、百日にも及ぶということ自体、自然経済の未発展、生産力の低位性を意味し、農奴を成立せしめ、封建制として生産物地代の収受を中心とする程には当時の経済は展開していないと考えられるのである。

註 以上は

「日本経済史概説」中村吉治

「林業史・林業地理」山本 光

「律令国家の基礎構造」大阪歴史学会編

「奈良平安時代」新日本歴史

「日本封建制成立過程の研究」永原慶二

「マルクス・資本制生産に先行する諸形態」飯田貫一訳

「日本古代政治史の研究」北山茂夫

「日本史概説」石母田正・松島栄一

を主として参考とした。

以上のような一般的傾向に対し林野利用は如何に行なわれていたか。私の調べた範囲での文献では詳細不明であるが、林野利用はかなり行なわれていたと思われ、氏姓時代にお

いてすでに次のような叙述がある。

「人口が増加し、それに伴った農耕地が増え、森林の面積は漸次減少した。殊に人里近い所の平地林が狭められていった。また文化の発達により、角材・燃材の消費量が増加したので、山林も政治上・文化上の重要地域近くでは、樹木が減少し、土砂を流出することも多くなったと思われる。世の中の変遷の甚しいのをたとえる飛鳥川の淵瀬の激変は、当時全日本の中枢地区であった飛鳥地方の林産物需要に応ずるため、濫伐した結果、川の上流域の山林が荒廃したためであろうと言われている(日本書紀三、巳未月条)。応神天皇が皇子大山守命をして山川林野を管理せしめられたことも、森林減少の反映というべきであろう。」¹⁾

即ち、当時すでに林産物もかなり利用され、乱伐による治山・治水的関心もおきており、又当時の部民には「山部」「山守部」等もみられるのであるから、地域的には特定の里山地帯に限定されていたであろうとはいえ、林野の利用が無視しえぬものであったことは認められてよいであろう。

ただ以上は林野利用がかなり行なわれていたということであってその利用性格は

「この頃は全般的にみて山林の面積・蓄積は十分であったから、山林に誰が入って木を伐っても差支えはなかった。ただ幾内地方だけは、人口が増加するに従って木材の需要量が増したので、山守部というものを置いて樹木の保護手入を行なうようなことをやったのである。しかし、僻遠地方の山林原野は、ことごとく天然のままの林で、何人も自由に出入しえたのである。」²⁾

ということになる。

このような氏姓時代の性格は律令時代においても強められるとはいえ、減少するものではない。

律令時代については次のような叙述がある。

「人口の増加、文化の発達が著しく、林産物の消費は急激に増加したので、中心地へ搬出便利な原始林の巨木はどしどし伐採された。大和・山城を囲む紀伊・伊賀・近江・丹波・播磨・摂津などの山は、その対象となり、林相は次第に悪くなりつつあった。そこで用材備林、水源涵養林、風致林等としての禁伐の令がたびたび出され、保管職員がおかれるようになった。」³⁾

そしてその利用形態は

「林野も原則として国家の公地である。しかし水田のように区分田として班給されたわけではなく、分割されず公有無主と称して何人も自由に薪炭木材の採取や草刈などに利用しえた。いわゆる入会地となっていた。ただ特に官のために当てるべき場所、水源地などのように一般的に保護を要する山林などについては禁野として立入を禁じている。」⁴⁾

以上のように一般的には林野は無主公有な入会的性格を有していたといえるのであるが、私有も一部進行してきたといわれる。

「次に山林は如何なりしかというに、山川藪沢、即ち未墾の山林原野河川池沼は、何人も自由に使用収益しえたものである。勿論、特別の事情のために、一般人民に開放されざる山林が存し、又住宅の周囲に僅少の独占を認められた森林が存在したるならんも、此等は孰れも例外たるに過ぎなかつたのである。」⁹⁾

「山沢を占拠し、一般の共用を妨げるを禁止すると共に周2, 30歩程度の小面積の屋敷林は、人工植栽して独占的使用収益をなすことを許したのである。」⁹⁾

「例外的に個人独占を認むる林地の面積制限は、所有者の身分の貴賤に従つて5町歩まで拡張せられた。但しこの場合と雖も、一般の共用上に支障なきことを見極めての上であつたのである。斯かる独占支配を公認したる私有の法律的性質が、如何なるものなりしかを姑く措き、その斯くして、植林のため公許せられた面積が、当時あつては僅少であつたこと推察に難くない。

然るにも拘らず、林野独占の行なわるることは停止する処を知らず、百姓の生計を妨ぐること甚しかつたのである。」⁹⁾

さて以上によつてみるに律令時代においては、林野はこれを田地同様公有としながら田地の如く班田として分割することをせず、入会地とした所にその特徴をみる事が出来る。そしてこのような入会的利用は森林資源が、或いは林野が豊富に存在したため自由採取に放任されたもののみ位置づけられぬことは前述引用にみた如くである。即ち第一に林産物の需要は地域的にはかなり存在し、森林の荒廃をもたらした箇所もあると同時に、林野私有への動きもかなりあり、その面積的制限が法令として行なわれているのである。放任されていたならば入会的利用性格もかなり変容していたと推定される。

ところで、この入会的利用性格は後世にみるような共同体的入会利用とは異なると思われることは注意さるべきであらう。

黒田氏はこれについて次のように述べられる。

「律令制においては、周知のように雑令国内条の『山川藪沢之利、公私共之』という規定が、山林原野利用の原則とされている。宅地・畠及び公田を除く田などが、それぞれ特定の制限のもとに『私地』とされたのと同様、山林・原野・河沼などは個人的所有を認められなかつた。いわば、国家の直接的支配のもとに、その優先的使用のもとでの『公私共之』なる形で、個人的利益が認められていた。従つてそれは強大な国家権力に従属した利益権にすぎず、法的には右の『私地』と全く区別された形でしか認められず、管理の上でも国家の全面的な指導と統制によつて維持されていた。だからかかる山野は、村落のいわゆる共用地たる性格のものではなく、いわば全公民の入会地としての性格のものである。

ったのである。

けれどもこのことから、律令制のもとでは山野や水利が、実態として全く『無主』抽象的な国家権力のもとでの自然そのものであったとみたり、又農業生産上に私的経営と完全に分離していたとみたりするのは正しくない⁶⁾。

即ち国によって管理・維持され公民に与えられるものとしての性格をもっていたわけであるが、このような林野所有を林業地代の観点からは如何に規定すべきであろうか。

このためには当時の一般的地代性格がどのようなであったかがまず考察される必要がある。そしてそのためには律令期の性格が奴隸制経済であったか、封建制経済であったか、或いは当時の直接生産者が奴隸であったか、農奴であったかが明らかにされなければならない。前述したように地代は封建制から始まるといえるからである。前述の律令時代の税制にしても、口分田に課せられる「租」を負担する班田農民が一応独立生産者としての性格を備えていたとするならば、封建地代の存在を当てはめることが出来るというであろうし、庸・調のような人身税に中心をおいて封建地代の存在を否定することもできよう。いずれにせよこのような観点は、当時の律令制社会の基本性格が如何なるものであったかによって大きく左右されると言えよう。

このような観点からの律令社会の基本性格についてはかなり多様な見解が存するようであるが、大きくいって律令体制成立を劃期として日本の社会は封建社会にはいったとする考え方と律令社会を奴隸制社会の一形態である、総体的奴隸制の性格を有するとする考え方の二つであろう。前者に立つ見解は当時の農民が一定の生産手段をもち、独立の生活を営んでいるのだから農奴であると規定するのであり、後者に立つものは大体のところ次のような考え方といえよう。

当時の日本の全人口は ほぼ 500~600 万、このうち純然たる奴隸は多く見積って 10~15% 程度と推定されているが、中央の貴族や大社寺は多数の奴隸をもち、国家の権力の直接的基盤であった中央地帯では人口の 20% までが奴隸であったとみられる。また地方でも官僚—豪族層には広汎に家父長制的奴隸制が展開しており、このような奴隸所有者層を中心として形成されている国家は、一般良民をもあたかも奴隸の如く支配している。良民が表面的には自由民であり、共同体から完全に切り離されていないにもかかわらず、過重な徭役を個人単位に收取され、且つ政治的には全く無権利な状態におかれていたことはその端的なあらわれであるとするのである。

以上の相異は又次のようなものとも言えよう。即ち前述の班田制といった土地制度、或いは租・庸・調といった田租、或いは人頭税が封建的土地所有・保有関係を媒介として成立したものであるか、奴隸制的な階級分化を法的に表現したものであるかの相違である。

ところで、このような見解にあまり深入りすることは本稿の中心ではないが、しかしこの分野の規定がすまなければ林業地代の考察も行ないえないから今少し考察を行なう。

以上の両見解のうち前者の封建制の見解は少数意見、後者の総体的奴隷制の見解は多数意見と言われるから、総体的奴隷制の見解を中心として考察を進める。

総体的奴隷制というのは「資本制生産に先行する諸形態」でマルクスの規定するアジア的形態である。

周知のようにマルクスは「資本制生産に先行する諸形態」において三つの共同体的土地所有形態を基礎づけている。「東洋的或いはアジア的形態」「古典的或いはギリシヤ＝ローマ的形態」「ゲルマン的形態」がこれである。

これら、諸形態は共に原始的な共同体的諸関係にその根源をもち、その原始的形態から発生したものであるが、それぞれの相異った歴史的発展の諸段階において、そこにおける生産力に照応して形成されたとする。

このうちアジア的形態とは次のようなものである。

これは「まず第一に、自然的に形成された集団、すなわち豪族及び種族にまで拡大した家族、もしくは婚姻によって結ばれた一連の諸豪族あるいは諸種族の結合」⁷⁾であって、このようなものとして土地を所有するのであり、個人による占取・利用はこの関係のもとで行なわれる。「アジア的(少なくともその優勢な)形態においては、個々人の所有は存在しない。ただ彼の占有が存在するにすぎない。現実の眞の所有者——これは共同体である。したがって、所有は土地に対する集団的所有としてのみ存在する」⁸⁾のである。

このような基礎の上に形成される「幾多の基本的なアジア的な形態」とは「結合的統一体がすべてのこれら小さな諸集団の上にそびえ立ち、最高の所有者、あるいは唯一の所有者として現れる。このために現実の諸共同体は世襲的な占有者たるにすぎない」⁹⁾であって「これら幾多の諸集団の父としてのデスポット(専制君主)に実現された結合統一体が個々の人間に対して彼の属する共同体を通じて分与する」⁹⁾といった性格のものとなるのである。

原始的・集団的土地所有形態においてもその成員たる個々の人間が土地所有権を有していない。働く個人と彼の労働の客観的諸条件としての土地との関係からみれば、原始的所有形態とアジア的所有形態の間には一見異るところがないようであるが、東洋的形態のもつ階級制において本質的に異なる。

「現実の諸共同体」はその統一体に従属する単なる占有者にすぎない。そして、その諸成員は「これら幾多の諸集団の父としてのデスポットに実現された結合的統一体」から彼等の属する共同体を通じて、土地を「分与」され、そこで働く。それ故にそこで生産さ

れた剰余生産物は「結局は一個の人物の姿において存在するところの最高の集団——専制君主——に帰属する」のであって原始共同体において諸成員の剰余労働部分が「共同体の剰余労働部分」として共同体に帰属し従って又諸成員のものとなったのとは異ってくるのである。

アジア的土地所有形態の場合、諸共同体及びその諸成員は国家に対して臣従の関係に立つわけである。ところがこの国家はデスポットに人格化されている。それ故にこのデスポットが「主人」として現われ、共同体の諸成員は彼の「奴隷」として隷属せしめられ、経済外的強制によって搾取される。

この奴隷制の特徴はそれが以前に形成された集团的、また種族的の所有形態を変化していないこと、むしろ共同体的土地所有形態をそのまま保持し、その基礎の上のみ存在しうることである。彼等は「集団の成員」として存在し、またこの集団を通じてのみ「自己の土地としての土地」に関係しているのである。一方に共同体的国家所有が存在し、他方で「私的ならびに共同体的な占有」が行なわれているのであるが「土地私有は存在しない」国家主権の人格化されたものとしてのデスポットに隷属するこの関係をマルクスは「總体的奴隷制」⁹⁾と呼んでいる。

元来アジア的な共同体的土地所有は「小共同体の枠内における農業と工業との結合によって生じたものであり、そのために、また、このような共同体は自己自身のうちに再生産及び拡大する生産のすべての諸条件を備えている」。そこでは「生産量は自己の生存の保証のみに限られている」。「例えばインドにおいては、……生産物の主要部分は、共同体それ自体の直接の必要のためにつくられるものであって、商品としてつくられるものではなかった。……ただ過剰の生産物のみが、商品に転化されたのであるが、それも部分的には、国家の手を通じて初めて行なわれるという有様であった。インドにおいては、いつも知れぬ古い時代から、一定量の生産物が、物納地代として、国家の手に流れこむことになってきた」

このようにして、共同体の剰余労働部分は、すべて国王たるデスポットの手に取り取られ、彼によって消費されてしまう。個人のもとには、蓄積さるべき何物も残らない。かくて、分業の進化、交換、商品生産の展開、生産諸力の発展は、ここにおいては極めて遅々たるものであり、しかもそれさえも殆んどみられないのである。

- 註 1) 「日本林業史」鳥羽正雄, 37頁
2) 「林業史・林業地理」山本光, 56頁
3) 鳥羽前掲書, 41頁
4) 中村前掲書, 107頁
5) 「森林組合論」島田錦蔵, 256頁
6) 「封建社会と共同体」清水盛光・会田雄次編, 19~20頁

7) 「資本制生産に先行する諸形態」飯田貫一訳, 103頁

8) 前同, 103~105頁

9) 安良城氏はこれについて次のように述べられる。

「この『総体的奴隷制』という言葉が『資本制生産に先行する諸形態』には、ただ1カ所しか出てこない。従って『総体的奴隷制』という概念を使うのは学問的に問題があるのではないか。第2にエンゲルスの『家族、私有財産及び国家の起源』においては『総体的奴隷制』について言及しておらない。

従って以上二つの理由によって、この概念を学問的概念として用いることに反対の方、あるいは疑問を持たれる方がいるかと思えます。しかしながら、この二つの理由を以て『総体的奴隷制』を学問的概念、分析の道具として用いることに反対することは妥当でないかと考えております。

第1に、なる程『諸形態』を読んでも『総体的奴隷制』という言葉は一語しか出てませんが、問題は『総体的奴隷制』という表現が一語あるかないかという点にあるのではない。問題は『諸形態』全体の中に、ギリシャ、ローマ型奴隷制と区別されたアジア社会における『総体的奴隷制』を内容的に展開しているかどうかにかかっていると思います。明らかにマルクスは総体的奴隷制を内容的に展開していると私は思います。アジアのデスポティズムの問題として、且つその基礎たるアジア的共同体と関連させて、はっきり取上げていると思います。しかも『総体的奴隷制』をローマ、ギリシャの奴隷制と明確に区別されるものとして取上げていると思います。

第2に、エンゲルスの『家族、私有財産及び国家の起源』に『総体的奴隷制社会』についての言及がないという問題は、同書におけるエンゲルス自身の次の言葉が解明しております。すなわち『いま、なおさまざまな野蛮および未開の諸民族のあいだに、あるいはより純粋なあるいはより不明瞭な形態で存在している氏族諸制度や、またはアジア文化諸民族の古代史のうちに見られるそれらの痕跡には紙面の都合で立ちいることはできない』。すなわち、エンゲルスはアジア古代社会の分析を当面の対象から除外しているものであり、従って『総体的奴隷制』についての言及がないのはいわば当然であり、この点は同書の全体の構成にはっきり示されていると思います。にもかかわらず、エンゲルスは同書の中で『総体的奴隷制』という表現こそ用いませんが、アジアにおける『完成された奴隷制』について言及しております。しかもその『完成された奴隷制』について、ギリシャ・ローマ型の奴隷制と明確に区別しながらその存在を指摘しております。こういう点から考えまして、先程述べました二つの当然起りうるであろう疑問は一つの杞憂に過ぎないと考えます。」

(「時代区分上の諸問題」——歴史学研究会編, 15頁)

ところで以上のような総体的奴隷制としての性格を、如何なる意味で律令社会は有しているというのか。安良城氏の見解¹⁰⁾を中心として若干考察してみよう。

氏の論拠は次のようなものである。

(1) その時代が奴隷制社会であるか否かは奴隷の量によっては決められない。奴隷制社会の成立・発展を歴史的具体的に考えてみると、歴史の出発点から奴隷制社会として本源的に存在するわけではなく、当然原始社会内部における生産諸力の発展を通じて奴隷的生産関係がまず発生し、そしてそれが社会構成を基本的に規定する段階で奴隷制社会に転化する。ところが奴隷制社会の成立・発展の過程で必然的に戦争等を通じて、国家版図の拡大が実現されてくる。従って奴隷的生産関係が一定の発展を遂げるに応じ、それに比例して生産諸力の不均等的発展に基き、まだ奴隷制的生産関係が広範に展開していないよう

な原始社会をもその版図の中に必然的に含んでくる。従って奴隷制社会というものは、必然的に奴隷的生産関係の発展に伴う奴隷の量的増大に照応して、或いはそれ以上に、非奴隷的な生産者を支配下におくという本質的性格を有している。従って全人口に対する奴隷の量の多少という観点は、その社会が奴隷制社会であるかどうかを確定する為の決定的基準にはならない。

(2) 土地保有農民＝農奴という考え方には問題がある。「土地保有農民」というのは耕地を保有し、自己の保有地における自己の労働手段をもってする労働によって自己の再生産を実現している農民である。ところで、このような抽象的規定としての「土地保有農民」というものは、凡ゆる社会構成のうちに見出すことが出来ると考える。例えば、日本社会においては、大化以前の「部民」、律令制下の班田農民たる「郷戸」或いは、荘園制社会における「名主」(主として中小下層名主)、さらに「百姓」と呼ばれる身分、また「作人」、徳川時代における「百姓」、徳川幕藩体制の解体過程において発生する「小作農」以上あげた農民は全て「土地保有農民」にはいつてしまう。

従って以上の検討から「土地保有農民」は、歴史的な範疇ではないということが指摘できる。ところが、われわれは封建社会の基本的な直接生産者である「農奴」は生産力の一定の発展段階にのみ存在する歴史的範疇であるとしている。従って土地を保有している農民が存在する社会をもって、この「土地保有農民」を直ちに農奴と把握し、その社会を封建社会と規定することはできない。

その社会構成が奴隷制的生産関係によって基本的に規定されているならばその社会は奴隷制社会である。

この場合一つの社会は決してただ一つのウクライドによって構成されているのではなく、同時に併存する複数のウクライドを内包しており、しかも、複数のウクライドが、単純に併存しているというわけではなく、一般に、そのうちの一つのウクライドが、社会構成を基本的に規定するウクライドとして存在しているわけであるが、基本的ウクライドに併存する他のもろもろのウクライドが、基本的ウクライドとどのように相互に関連しあうか、その関連の仕方、特定のからみ合いが歴史分析の問題として残る。

(3) 「総体的奴隷制」とは直接生産者が土地保有者であり、共同体が真の土地所有者であるというアジア的共同体の基本構造が変革されないままに、剰余労働が発生し、「総体的奴隷制」という特殊な階級社会が成立するというマルクスの指摘は律令社会に当てはまる。

律令制社会といわれるものは、日本における「総体的奴隷制」の一定の解体過程において、しかもこれを再編しつつあらわれたものと考えられる。アジア的な「総体的奴隷制」においては、本来一般の土地保有農民としての共同体成員は奴隷所有者たりえないが、し

しかしこの律令体制社会の段階においてはすでに一定の解体過程に入っているわけであるから、次第に私的土地所有者に、従って奴隷所有者に転化しつつある。事実八世紀の戸籍資料にあらわれてくる班田農民のうちには、多くの奴隷所有者を内包しているが、この周知の事実、律令体制社会が日本における総体的奴隷制の最後の段階であり、解体過程であり、従ってその基礎としてのアジア的共同体が、解体しつつあることを表示していると考えられる。

律令制社会は、一方では天皇・律令官僚(郡司, 地方官人を含む)・寺院と、夫々が個別的に所有する奴婢との間に存在する奴隷的生産関係、他方アジア的共同体成員として、従って土地保有農民として広範に存在する班田農民=「郷戸」と律令国家間に取り結ばれる生産関係の、二つの生産関係の相互規定である。即ち、奴婢を個別的に所有する天皇・律令官僚・寺院が、同時に、律令国家権力の構成員であり、従って天皇・寺院・律令官僚と奴婢の奴隷的生産関係が、国家と班田農民の生産関係を規定している(ここに律令国家権力の班田農民支配の奴隷的性格がある)。他方斯くの如き構造を有する律令体制社会は、天皇・律令官僚・寺院の収入、経済的基礎の基本的部分を班田農民より収奪する剰余労働においており(律令国家的土地所有の存在)、従って班田農民の奴婢への転化の阻止、班田農民維持政策を自己の使命としている。(ここに律令国家権力が、班田農民の解体を自己の支配の解体と見做す根源があり、奴婢解放令を発することはあっても、班田農民を班田農民たる地位より解放する企ての一度としても存在しない理由がある)。

(4) 律令体制下においては、班田農民相互間に存在するアジア的共同体が一見存在しないかのようにみえるが、これはアジア的共同体における共同体を再生産するに必要な集団労働が、律令国家権力の収奪様式のうち隠蔽されていることにある。

班田農民の全生産物量を一定とすると、経済的にはそれは三つの部分に大別される。

すなわち、その第一の部分は、直接に労働力の再生産に必要な部分である。第二の部分は、天皇・官僚が搾取する部分である。もちろんその形態は生産物であれ、生の労働であれ、何でもよいが、この部分は、いわば地代部分である。ところで、班田農民は土地保有農民であるから、孤立しては生産を実現しえず当然共同体を構成している。そしてこの共同体を共同体として維持していくためには、一定の集団労働が必要である。この労働部分は、さきの第一、第二いずれの部分にも相当しない第三の部分である。

ところでこの第三部分は、本来的なアジア的な共同体の段階すなわち階級社会への移行以前においては、おそらくアジア的共同体組織を通じての集団労働として存在したと考えられる。しかし、当面の律令体制の段階では、かつての共同体の事業であった用排水路の維持管理等は専制国家の事業となり、従ってこの労働部分自体は 租税の中にはいつてしまっている。従ってそれは租税であるが、実際は支配階級の収入部分ではなくて、共同

体を再生産するための、従って共同体並びにこれを構成する班田農民を維持するために投下される第三の部分になるわけである。これは延喜式の規定をみると、例えば「池溝料」といった形で明白にあらわれている。事実日本の律令体制社会においては、池とか溝とかいったものは、中央国家権力の所有という形をとっている。そして班田農民から取り立てられる剰余労働の一部分がこれの維持に当てられている。従ってそこでは、共同体の機能といったものが国家権力の機能として収奪されているわけである。しかも日本における総体的奴隷制の最後の段階である律令体制社会においては、その搾取様式において、直接生産者たる班田農民を「戸」内部に立ち入って個人身体的に搾取する特徴を有しており、従って律令体制社会におけるアジア的共同体がなかなか史料の上にはあらわれてこない。

ところで以上のような見解は必ずしもわれわれを納得させないものを含んでいるようである。(1)の見解、その時代が奴隷制社会であるか否かは奴隷の量によっては決められない。(2)の見解、土地保有農民＝農奴ではない。問題は諸ウクラードのうち、或いは複数のウクラードのうちのその社会を基本的に規定するウクラードが、奴隷的生産関係によって基本的に規定されているか否かにあるとする点は肯定しえよう。しかしこのような前提に基いての(3)、(4)の見解はどうであろうか。

(3)の述べる所は、天皇・律令官僚・寺院が個別的に所有する奴婢との間に存在する奴隷的生産関係が、アジア的共同体成員として、土地保有農民として広範に存在する班田農民＝「郷戸」と律令国家間に取り結ばれる生産関係を規定しているということである。両者相互規定として存在しながら、前者が後者を基本的に規定する所に、律令国家権力が班田農民を支配する奴隷的性格があるとされるのである。

しかし又同じ(3)において、天皇・律令官僚・寺院の収入、経済的基礎の基本的部分を班田農民から収奪する剰余労働においており、ここに班田農民の奴婢への転化の阻止、班田農民維持政策を行なう理由があるとされるのである。この面は安良城氏はかなり強調され、「ここに律令国家権力が、班田農民の解体を自己の支配の解体と見做す根源があり、奴婢解放令を発することはあっても、班田農民を班田農民たる地位より解放する企ての一度として存在しない理由がある。」とされている。

以上のような説明からはしかし、天皇・律令官僚・寺院が支配者としての地位に立ち個人的に奴婢を所有する説明は行えても、律令社会が奴隷制社会であるとはできない。少なくとも難点があろう。

天皇を中心とする支配者が経済的基礎の基本的部分を広汎に存在する班田農民からの剰余労働においている以上、この両者の関係が律令社会を規定する基本的ウクラードとされる必要があろう。氏はその班田農民が律令期においてはその構成する共同体性格を解体

させ始めており、次第に私的土地所有者に、従って奴隷所有者に転化しているとされるがこれは却って班田農民の地位の独立性を示すものとも言えるからである。従って問題は天皇・律令官僚といった支配体制と、班田農民の関係が如何にあるか、班田農民の性格が如何なるものとしてあったかであり、律令社会のウクラード規定の基本的問題は更に考察を必要とすると見えよう。

以上のように律令社会のウクラードとして考察する場合、その基本的問題は律令支配体制と班田農民の関係であることは自明としてよいであろう。両者の関係を総体的奴隷制として位置づけることから問題は生じたといってもよい。アジア的共同体を支配するデスポットとしての総体的奴隷制——その共同体を共同体として位置づけようとする所に安良城氏の見解が生じたのであり、これを階級分化が生じた家父長的奴隷制とする所に石母田藤間・松本氏等の見解がある。¹¹⁾

註 (10) 「時代区分上の理論的諸問題」——「律令制の本質とその解体」——安良城盛昭

(11) これについては当該諸氏の間次のような見解の相異がある。

安良城氏は次のように述べられる。

「石母田さん藤間さん松本さんの3人の方と見解が相異している点は、私が一般班田農民の層においては原則として奴隷所有者があり得ないのだと理解することに対して、3人の方は、この班田農民層にも奴隷所有者があつてよろしい。つまり総体的奴隷制は班田農民が奴隷所有を持っていてもいいと考えている。ここが大きな見解の違いの一つになるわけです。ところがこのことを理論的に表現すれば、総体的奴隷制というものは家父長的奴隷制を基礎にしているのだから、班田農民に家父長的奴隷制があつてもそれは理論的にはかまわないのだ、そういうお考えだと思います。しかしながらそこは私どうもよくわからないのです。なぜかと申しますと、つまり班田農民の階級分化を通じてこの班田農民のところにか父長的奴隷制が展開してくると、実はこの律令体制社会が現実には壊れてくる。もし総体的奴隷制つまり律令体制といった社会において、班田農民が奴隷所有者として存在しうる体制であるとするならば、なぜこの班田農民内部に奴隷所有が展開してくる場合律令体制社会が解体してくるのか、これが解けないのではないか。

次に律令体制社会を単に家父長的奴隷制を基礎にしていると考えたとすれば、律令体制の解体とは、奴隷の解放つまり家父長的奴隷制の解体が、基本的な律令体制社会解体の契機になってくるのだろうかという問題が生ずる。しかし今までの研究の示すところではそのように追求されていない。すなわち、班田農民の階級分化を律令体制社会解体の基本的契機としてとらえられているのではないか。これをどうやって理論的に処理するか。

さらにこの意見の違いが理論的に、或いは方法論的に、どこに由来するのかというと、私は二つの生産関係の相互規定・統一をもった一つの社会構造としてとらえようとする立場にあるが、これに対して3氏はどちらかという、このような構造に分析の重点をおくというより、むしろ家父長的奴隷制に規定されている社会として発展段階論的に整理されている。こういう点の違いがある。

以上に対して藤間・石母田氏等は主として土地の私有の観点からこれに否定的見解を示される。即ち安良城氏は一般的には土地私有を基礎にして階級社会が成立し、アジアの総体的奴隷制では、特に直接生産者の側における私有が欠如し、土地の共同体所有を基礎にしてデスポティズムが成立することに重点をおきすぎているとされて、これについて次のように見解を示される。まず藤間氏は

「階級社会の特質は、共同体社会のアンチ・テーゼである私有とみられるべきであって、土地の所有関係は重要ではあるが、共同体のアンチ・テーゼである私有制の一契機にすぎない土地私有は階級社会の成立する基本的な意味をもたない。原始共同体の私有の状態をみると、最初に出てくる私有物はやはり家畜であり、その後すべての生産用具が私有となる。土地の共有は一番最後まで続く。

このような私有制が発展してくる時の三つの段階をみると、2番目の生産要因、その一つである奴隷の獲得とその私有ということが土地の私有より前に成立するし、階級社会或いは私有制を発展させる上に重要な契機となっている。従って土地の私有性が発展する前提には、すでに奴隷の獲得私有という形で相当の私有制の発展を前提しなければならないと思う。

次に私有制や階級性が共同体の中に成立すると、共同体はこの矛盾克服のため、その強制力を発展させて、家父長制或いは階級、いろいろな共同体的機構を発展させていくのが常である。また共同体の末期になると分業の発展も階級分裂の基礎をなす。しかしこのような分裂の基礎となる分業といっても初めはやはり族長に指導される共同体的な秩序と配慮のもとに行なわれるのが普通だと思う。そしてこの共同体の中に発生した強制力、これを執行する族長、これを如何に克服するかが階級社会の最も基本的な問題である。そこでそのような共同体の族長を破りその享有している強制力を自分の私有に転化して支配階級となる——そういう形でアスポットが生ずる。

それではそのような階級社会の歴史を日本で考えたときにどんなことが言えるか。日本の場合は牧畜は発達していないから大陸から水稻耕作が入ってきたのを契機として階級社会が入ってくる。いわゆる家畜の私有を契機として私有制が発展する前に奴隷獲得の段階に入ってくるというのが日本の階級社会の特色である。つまり共同体の内部に私有制階級制をはらんでいるが、そういうものと強く戦いながら奴隷の獲得の段階に入っゆく。これが日本の階級社会の特色をなすものと思う。

このようにしてできた日本の階級社会は、次第にその支配権を広めてゆくが、この地域を支配してゆくやり方はやはり、新しい支配階級になってきた中央の支配階級が自分に似合う形で支配してゆく。また交換経済の未発展もあるから十分な流通経済は発展しないで共同体は相当広範にまだ残っている。こういう問題がその後ずっと継続し、その発展が将来律令体制として発展してくるわけである。従って私有と階級性を基本法則として出てくるという点については日本の階級社会も少しも変らない。私としては日本における専制的な奴隷制の特質を単なる土地所有という形の上で考えるのではなくて、階級社会の特質、いわゆる共同体の強制力が階級権力として転化するときの特質においてみてゆきたい。」

次に石母田氏は安良城氏に対して次の2点を強調する。

第1点は律令体制における——總体的奴隷制における家父長的奴隷制の位置づけである。

「日本のいわゆる班田農民が持っている家父長的奴隷制——先進地帯に行けば行く程みられる傾向を、私は總体的奴隷制における一つの固有の例であり、又一个の層を示すと考える。この社会的な関係を土台にして律令体制というあの国家形態その他上部構造が形成されていくのでありこれが律令制的な總体的奴隷制を規定しているのであって、安良城氏のように總体的奴隷制の次に家父長的奴隷制があって次に農奴制に行くのではなしに、律令制そのものから封建制というものを生み出しうるし事実生み出したと考える。」

次に第2点として土地所有におけるアジアの特質を強調される。

「土地所有が一般に奴隷所有よりも遅れるということは、その奴隷所有がむしろ動産的な問題であるから当然と思うが、しかしそれだけではない。例えば日本の律令の規定をみると、唐の均田制のように自由に売買できる永業田というものを班給しているが日本ではそういうことはなか

った。ということは土地の私有制が唐よりも、少なくとも令の中では認められていなかったということになり、これは共同体的な制約が強かったということが一つの条件である。同時にそれだけではない、やはり水田耕作というものが共同体の土地に対する私有化を非常に制約していたということを相当大きく考える必要があり、このことの中いわゆるアジア的ともいわれる一つの問題があると考えられる。しかしこのように耕地の私有制が非常に制約されているという条件のもとにありながら、園地・宅地の私有制は日本の場合非常に強く認められている。そして又口分田制も当時の土地観念では一つの私有地として認められていた。このような状態のもとで耕地に対する共同体的制約が強いのである。このような両者の統一関係を捕える必要がある。

従ってこういう律令制のいわゆる土地所有というものも、決して土地私有というものを完全に排除しているのではなく、むしろ構成部分としている。決して突然でてくるのではなくて土地私有制の一定の発展段階において、それは形成されてくるのだという点も總体的奴隸制の形態と関連させてみる必要がある。」(「時代区分上の理論的諸問題」)

ところでこのような律令社会の總体的奴隸制的位置づけの相異——班田農民の共同体性格の位置づけの相異も土地所有の観点からはそれ程の相異をもたらすものとはなっていない。安良城氏の場合律令社会の基礎を班田農民の共同体的性格においているのであり、口分田のような律令国家による土地割り当てがあつたとしても、その本質を共同体的所有において、土地私有の形成・家父長的奴隸制の成立をもって總体的奴隸制の崩壊としておられるが、これに対し藤間・石母田氏等も土地所有の範囲ではこの共同体的性格に必ずしも否定的見解に立つわけではない。

即ち両氏は第1に總体的奴隸制—律令社会における私有の進行—階級分化は認めてもその私有化の段階は土地私有が最後にくる、第2に「日本の階級社会は次第にその支配権を広めてゆくが、この地域を支配するやり方は中央の支配階級が自分に似合う形で支配してゆく」、第3に「交換経済の未発展もあるから十分な流通経済は発展しないで共同体は相当広範囲にまだ残っている」、第4に、「律令体制では土地の私有制が少なくとも条の中では認められていなかった、これは共同体的制約が強かったこと、水田耕作というものが共同体の土地に対する私有化を非常に制約していた」といった諸面から、土地所有については共同体的性格をかなり強く認めておられるのである。

勿論当時の班田農民の土地所有をこのような性格のみと位置づけることはできない。園地・宅地等の私有はかなり強く認められていたのであり、又大化改新の政治的立場そのものが、大氏族による大土地所有の情勢が、大和朝廷に対して大なる脅威を与えるようになったため、そしてまたその存立を危うくしたばかりでなく、社会上・経済上の多くの矛盾が何等かの方法で打開されなければならなくなったため大和朝廷を中心とする立場からは、このような脅威を除いて徹底的な土地の集中による中央集権の強化をはかることが考えられ、大土地私有制と残存する氏族的土地共有制を否定しようとしたのであって、大土地所有の動き、又氏族共有制否定の動きも同時に存在したことも考えられる必要がある。

しかし以上のような種々の動きを含むものとして、その基本性格は当時の班田農民の土地所有の本質が共同体的土地所有にあることであるとしてよいであろう。

次に(4)については次のように言えよう。

班田農民の共同体と支配者間の性格考察は律令体制のウクラード規定の基本的問題と言える。班田農民がアジア的共同体の性格を備えているならば、それを支配するものとして天皇・律令官僚といった組織があるわけであるから、マルクスの規定する総体的奴隷制「現実の諸共同体は、その統一性に従属する単なる占有者にすぎない。そして、その構成員はこれら幾多の諸集団の父としてのデスポットに実現された結合的統一体から、彼らの属する共同体を通じて、土地を分与され、そこで働く。そこで生産された剰余生産物は、結局は1個の人物の姿において存在するところの、最高の集団——専制君主——に帰属するのであって、原始共同体において諸成員の剰余労働部分が、共同体の剰余労働部分として共同体に帰属し、従って又諸成員のものとなったのとは異ってくる」といった性格を示すものとなるからである。

ところが(4)の示すところは共同体的機能が国家によって代行されるというのであるから、共同体性格の解体といった方向を示すものであり、総体的奴隷制としての性格の解体を示すものにほかならない。勿論その故もあって安良城氏は律令社会をもって総体的奴隷制最後の段階とされているのであろうが、総体的奴隷制自体「諸共同体の上にそびえ立つ支配者」である以上、以上の共同体的機能の支配者による代行が、「総体的奴隷制」的性格として律令社会を規定する根拠を制約する因子となるものと言えよう。

さて以上のように律令社会の総体的奴隷制性格をみてるならば、土地所有の観点からはこれを次のように綜括してもよいであろう。

(1) 律令社会の基礎をなす国家と班田農民の関係——その班田農民の本質は共同体的性格であり、共同体としての土地占有であって、個々に割り当てられる口分田のようなものも、その共同体—郷戸を通じて割り当てられる性格であり、個々の班田農民の土地私有的性格は弱かった。

(2) 以上の共同体性格は氏族共同体性格の残存であり、それが維持されているのは当時の生産力段階、水稻耕作が共同体的結合を必要としていたと言えるが、同時に又その生産力の発展に応じて直接生産者の土地私有的運動を形成すると同時に、大氏族・社寺などの大土地私有拡大も強くなって来る。このような動きをうちに含むものとしての共同体性格である。

(3) 律令国家の班田制は以上の動き——特に大氏族による大土地所有の情勢が、大和朝廷に対して大きな脅威を与えるようになったこと——に対して土地の集中による中央集権の強化をはかったものである。従ってこれは、一応当時すでに相当進行過程にあった大

土地私有制と、多く残存する氏族的土地共有制をともに否定する性格をもつといえる。私有制・共有制のいずれにも属しない国有制、即ち天皇又は天皇によって代表される政府—国家の領有という形態がとられた。

(4) 以上の性格に基く租税が、一応表面的には直接に生産者に課せられるものとなったのは当然と言えよう。土地は口分田のように国が直接生産者に分ち与え、それに基づいて租を徴収するものとなったし、人頭税も庸・調のように直接に生産者に課せられるものとなった。そしてこれらは当時の経済段階、生産・流通の性格から労働・生産物として徴収されるものとなった。当時の段階が貨幣流通にまでは展開せず、生産物交換或いは生産物貨幣の時代であり、それも労働徴収を脱却する程の展開を示すものでないこと先にみた如くである。

(5) 以上のような国による支配、その剰余収奪はしかし、その収奪性の故に逆に支配を不徹底ならしめなければならなかった。先にみたように当時の生産力段階、生産形態は共同体としての本質を脱却しておらなかつたから、形態的には国家による領有、直接生産者の直接支配という形をとったとしても、実質は共同体維持の上に、それを通じての収奪という形にたよらざるをえなかつたのである。口分田のような土地の配分は計算の上では個人を単位としていたが、実際には郷戸の家長に対して割り当てられていたこと、共同体的機能のかなりの部分を国家が行なつたこと等は一面においてはこの面のあらわれといえよう¹²⁾。

註 (12) この面を永原氏は次のように述べておられる。

「律令体制社会の下で、公民がいかに個人身身的な支配を受けていたかのようにみえていても実体的には郷戸という家父長制家族共同体を媒介としてのみ農民支配を具体化することが可能であつた筈である。」
 (「日本封建制成立過程の研究」永原慶二、5頁)

律令社会の土地所有の基本性格を以上のようなものとするならば、さきにみた林野の無主公有的性格——これはどのように考察さるべきであろうか。

律令制においては前述にみたように雑令国内条の「山川蔽沢之利、公私共之」という規定が、山林原野利用の原則とされている。宅地・畠、および公田を除く田などが、それぞれ特定の制限のもとに「私地」とされたのとは異って、山林・原野・河沼などは個人的所有を認められなかつた。いわば、国家の直接的支配のもとに、その優先的使用のもとでの「公私共之」なる形で、個人的用益が認められていた。従つてそれは、強大な国家権力に従属した用益権にすぎず、法的には右の「私地」と全く区別された形でしか認められず、管理の上でも国家の全面的な指導と統制によって維持されていた。水利についても、雑令取水澁田条に「風取_レ水漑_レ田、皆從_レ下始、依_レ次而用。其欲_三縁_レ渠造_二碾礎_一、經_二国郡司_一。公私無_レ妨者聽之。即須_レ修_二治渠堰_一者、先役_二用水之家_一」とあるように、国郡司が「用水

之家」を役する形態のもとに、管理・修築されたのであるから、用益と労務は村落民としてではなく個々の「公民」として、権利であるとともに課役であったのである。だから、かかる山野や水利は、村落のいわゆる共用地たる性格のものではなく、いわば全公民の入会地としての性格のものであったのである。

けれどもこのことから、律令制のもとでは山野や水利が、実態として全く「無主」の抽象的な国家権力のもとでの自然そのものであったとみたり、また農業生産上に私的経営と完全に分離していたとみたりするのは正しくない。前述したように当時林産物需要もかななり存在したと同時に、農業生産上も野草を刈って苗代の肥料とすることが行なわれていたし、燃料その他のための柴や木材も一般農民に必須のものであったら、原野の用益が農業経営と農民生活にとって不可欠の条件であったことは、いうまでもない。

このような必要性が存したからこそ八世紀以後、王臣家・社寺・豪族による山野の占拠が進行すると同時に、私有も増大したのである。

これに対して律令国家のとった対策は「元来相伝加功成林、非民要地者、量主貴賤五町以下作差許之」「除民要地之外、不要原野空地者、須聽官処分」という大同元年の大政官符にみられるが、この際の「民要地」という語が注意される必要がある。

すなわち、令制では本来「民要地」という区域は確認されていなかったはずで、いわば「民要」を予想して山川藪沢一般が「公私共利」と定められていたにすぎなかった。しかるに「民要地」として特に別の区域の保護を考えるようになったのであるから、これはあらたな事態であるといえる。大同元年の太政官符は、(1)「氏に祖墓及百姓栽樹為林等事」(2)「原野事」(3)「山岳於國為礼事」(4)漆菓事」の4カ条について規定しているが、(3)は宗教的なものであるから(1)に含めるとすると、令にいう「山川藪沢」が(一)墓地および植林地、(二)民要地、(三)原野に区分されたことになる。この区分は、法の趣旨からいえばかならずしも令制に矛盾するものではないが、実態についていえば重要な変化を反映している。すなわち(三)は旧来の原則のままであるから問題ないとして、(一)は林野における私的占有の発展を示すものであり、それに対して(二)は、不確定ながら「住民」の共通の用益地の存在を確認したものであるからである。つまり民要地は、こうして単なる「山川藪沢」から区別されざるをえないものとしてあらわれてきているのである。

(以上主として前掲「封建社会と共同体」による)

以上のような律令期の林野所有・利用性格は前述にみた一般的土地所有・利用性格と本質においては同様ということができよう。私的占有の対象とされる点において、そしてそれを排除して国の直接的支配たらしめようとする点において林野も異なるわけではない。そしてその律令国家の直接的支配が、共同体を維持することによってより円滑に促進されるが故に、共同的機能の一部を国が行なうと同時に民要地のようなものを設定する。

これ又当時の律令国家の一般的性格の反映と言えよう。

それならば一般的土地所有と林野所有の相異——それに対する律令施策の相異はどの点に求められるか。その本質は農業と林業の相異に求められるべきであろう。相異の一点は両者の生産力段階の相異であり、2点は土地利用程度の相異である。当時の林業において育林はごく微々たるものであり、採取過程を中心としている。そして当時林産物需要もかなり存在していたとは言え、林産資源がより豊富であったことは自明であろう。資源枯渇は部分的に問題とされたにすぎない。このような状態のもとで、律令国家の支配は林野を公有とすれば足りるのであって、班田制のような割当をする程の必要性は存しないであろう。そして又、律令国家の共同体維持策は、共同体がその機能を維持しようとする利用すれば足りるのであって、自由に、所謂「無主」として利用させるのをよしとするであろう。土地区分も林野の「無主公有」も律令国家支配性格の本質に異ならず、両者の土地性格の相異が支配形態の相異をもたらせたと言えよう。その故にこそ、一般的土地私有の進行が林野にも及んだ場合、その共同体性格維持のため、そして又律令国家支配維持のため民要地の設立が行なわれたのであり、これは律令国家維持のための班田農民維持政策とみられるのである。

さて、以上のように律令時代をみえてくれば地代展開性格からは次のように結論づけてよいであろう。

(1) 当時の経済段階——生産・流通段階は一応労働地代・生産物地代を発現させる程度にあると言える。「租」の性格はこれを示すと言えよう。

(2) しかし、一応独立せる直接生産者——土地の占有者からの対価徴収としての地代展開までには達していない。その理由は残存せる氏族共同体を維持することによって律令国家の収源が確保されているからであり、従って又、このような共同体を分解せしめるまでに当時の生産・流通が展開していないことによる。

(3) このような共同体の上に律令国家が立つために、封建地代の要件としての「人的従属関係が、程度の如何を問はず人的非自由が、そして土地の附属物として土地に緊縛されていることが」といった性格を不十分ならしめ、「郷戸」を通じての「租・庸・調」といった封建地代とは異なる性格を示すものとなったのであるが、しかし又口分田に対する「租」にみるように漸次生産・流通の展開によって、共同体間の階層分化によって、封建地代形成の基礎は生じつつあるといえる。

(4) そして以上の地代形成性格に対して林野の使用は逆に「無主公有」→「民要地確保」と進む所に林業地代形成の特徴があると言える。それはそれ自らの形として、占有に対して独立に展開するものとはならず、農業地代取得を維持せしめ、増大させるものとして補助的、副次的に展開する特殊性を有するものとして特徴づけよう。当時の林野利

用のあり方がこのような性格たらしめたわけであるが、このような林野利用の形成自体、当時の律令国家の性格——共同体を維持し、それを収源とする所にその基礎をおく——と林業の生産・流通性格の形成物であること前述の如くである。

林野に独立に地代が課せられぬからといってその使用の対価が無視されているわけではない。

以上の地代性格はしかし、いずれにせよ地代として独立に形成される段階には達していない。地代の萌芽形態とも称すべきものであろう。このような地代の萌芽形態が封建時代においてどのように発現するものとなるか。林業地代はいかにそれに対応して発現するかが次に考察される必要があるが、本稿は一応封建時代以前の形態——総体的奴隸制期の考察で打ち切る。

Summary

In the Ritsuryō era, feudalistic rent had not been developed as yet, but Ritsuryō State had levied taxes in the form of “so”, “yō” and “chō”.

Ritsuryō State could have been sustained by means of security of such income as these taxes from collective families, which, therefore, the state had made a great effort to maintain.

Forest and plain had continued to be utilized freely without rent in order to maintain collective families, and to facilitate imposing “so”, “yō” and “chō”.

It may be safely asserted that charges for use of forest and plain had not been demanded independently, but included in “so”, “yō”, and “chō”.